



# News Letter



天達共和律師事務所  
East & Concord Partners

## 目次

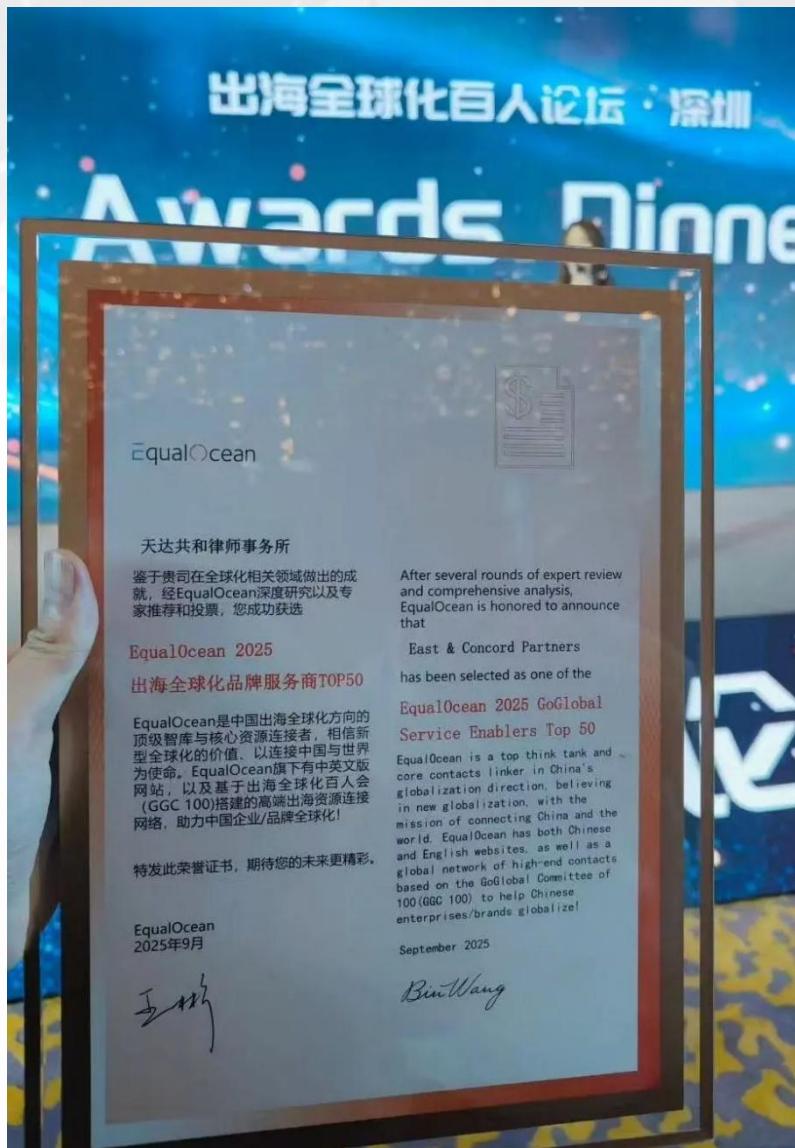
◆ 天達共和及び知財部ニュース速報	2
➤ 天達共和、EqualOcean「2025年グローバル展開ブランドサービス企業TOP50」 ランキングに選出	
◆ 最新の知財動向	3
➤ 最高人民法院が知的財産民事事件を管轄する基層法院およびその管轄区域 を調整	
➤ 最高人民法院が「2025年不正競争防止・独占禁止典型事例」を発表	
➤ 第14回中国知的財産年次会議が北京で開催	
➤ 国家知識産権局がXML形式での專利電子出願をさらに推進	
◆ 代表事例速報	7
➤ 専利侵害事件において、どのような場合に立証責任が転換されるのか	
◆ TOPICS	9
➤ OEM生産モデルにおけるブランド所有者の法的リスクとコンプライアンス対応 策	

## 天達共和及び知財部ニュース速報

### 天達共和、EqualOcean

#### 「2025 年グローバル展開ブランドサービス企業 TOP50」ランキングに選出

2025年9月19日、EqualOcean主催の「2025グローバル展開百人フォーラム」(GGF2025)が深圳で開催されました。フォーラムの期間中、主催者であるEqualOceanは「2025グローバル展開」シリーズランキングを発表し、天達共和法律事務所は、国際法務サービス分野における豊富な実務経験と優れた業務優位性を高く評価され、「2025年グローバル展開ブランドサービスプロバイダーTOP50」ランキングに選出されました。当日は、大湾区パートナーである蕭正昱弁護士、韋征弁護士、劉慧弁護士らが代表として出席し、授賞式にて表彰を受けました。





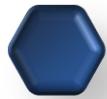
### 最高人民法院が知的財産民事事件を管轄する基層法院およびその

#### 管轄区域を調整

2025年9月23日、最高人民法院は通知(法[2025]167号、法[2022]109号を代替)を発行し、知的財産民事事件を管轄する基層人民法院およびその管轄区域について調整を行った。本通知は、**2025年10月1日より施行される**が、すでに受理された案件については、従前の基準によって処理される。改定前後の規定を比較すると、全体としては小幅な調整にとどまり、**知的財産民事案件を扱う権限を有する基層法院が一部新たに追加されたことが主な変更点である。**たとえば、天津市では南開区人民法院が新たに追加され、南開区を管轄することとなった(従前は和平区人民法院が管轄していた)。その他の新設例としては、浙江省の杭州臨安区人民法院、湖南省の長沙市雨花区人民法院、陝西省の西咸新区人民法院などが挙げられる。また、**訴訟の標的額(管轄基準)については変更がなく、従来どおり以下の四つの区分に分かれている:**

**第1区分:** 標的額に制限なし(北京・上海で指定された一部の基層法院)

**第2区分:** 標的額 1,000 万元以下(広東省で指定された大部分の基層人民法院)



**第3区分:** 標的額 500 万元以下(江蘇、天津、浙江、河南、湖北、重慶、海南などの省市で指定された基層法院)

**第4区分:** 標的額 100 万元以下(河北、山西、遼寧、吉林、黒竜江、安徽、福建、山東、四川、陝西などで指定された基層法院)

出典:最高人民法院

### 最高人民法院が「2025 年不正競争防止・独占禁止典型事例」を発表

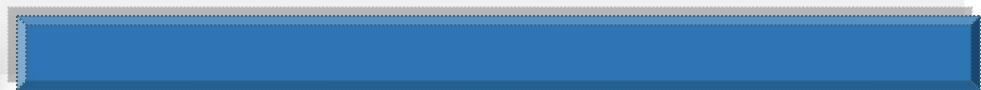
司法裁判の規範的・先導的役割を十分に發揮するため、2025 年中国「公正競争政策宣伝週間」の期間中、最高人民法院は 9 月 10 日に**不正競争防止に関する 8 件の典型事例**を発表した。これらの事例は、模倣混同、技術秘密の侵害、商業的誹謗、オンライン不正競争行為の認定、および**不正競争防止法の一般条項の適用などを含み、EC プラットフォームや自動車整備サービスなどのオンライン・オフライン産業分野、さらに人工知能やライブ配信プラットフォームといった新技術・新業態にも広く関係している。**

**不正競争防止の典型事例の三つの特徴は、以下のとおりである:**

**第一に、厳格な保護を堅持し、公正な競争秩序を維持する。**不正競争行為は、他の事業者や消費者の合法的権益を損なうだけでなく、市場の正常な競争メカニズムを歪め、破壊する。厳格な保護を貫くことは、市場競争の環境を浄化し、市場メカニズムの活力と有効性を維持するうえで重要である。たとえば「遠心圧縮機選定ソフトウェアおよび技術秘密侵害紛争事件」では、孫某良らが匿名で同業他社を設立し、元勤務先の技術秘密を 10 年以上にわたって不正使用していた。人民法院は懲罰的損害賠償を適用し、総額 1.66 億元余りの連帯賠償を命じ、同種の侵害行為に強い抑止効果をもたらした。「天然プロテアーゼ 3」営業秘密侵害紛争事件では、**営業秘密の国境を越えた司法保護**について有益な試みを行い、外国権利者の合法的権益を公正かつ平等に保護した。また「ライブ配信型電子商取引における商標権侵害・不正競争紛争事件」では、人民法院が著名なブランドの保護を強化し、懲罰的損害賠償を適用し、請求額を全額支持することで、**ライブコマースにおけるブランド便乗行為を厳しく取り締めた。**

**第二に、「ブランド便乗」などの不正競争行為を厳正に処罰し、高品質な発展を支える。**模倣





混同や名誉毀損などの不正競争行為は、イノベーション投資と誠実経営を阻害し、消費者および社会公共の利益を損なうことから、法に基づく厳正な処罰は、高品質な経済発展を支える。今回発表された「某牛」商号不正競争紛争事件では、他人の著名な商号に類似する文字を自社商号として登録し、かつ、使用的意図がある場合、**実際に使用していなくても模倣行為に該当する**と明確化され、「ブランド便乗」を根本から防止する。また「自動車整備サービス」に関する不正競争紛争事件では、競合他社を誹謗・貶める行為を正確に認定し、誤解を招く情報の拡散および他人の名誉を毀損する行為を厳しく禁止した。さらに「引越しアプリの画像盗用・店舗模倣」不正競争紛争事件では、**大量の商品データを不法にスクレイピングして他者の商品・サービスを実質的に代替する**行為を不正競争を構成すると認定し、誠実な経営者の正当な権益を保護した。

第三に、新型紛争を適切に審理し、新業態の規範的発展を導く。新技術・新業態・新モデルの急速な発展により、司法実務は新たな挑戦に直面している。人民法院は、イノベーション成果の保護に関する規則リードと価値指向を強化し、プラットフォームなど新業態の健全な発展を促す。「オンラインゲーム第三者取引プラットフォーム」不正競争紛争事件では、第三者プラットフォームが、**不正ツール(チート)を利用してゲームプログラムを破壊する違法な金銭取引行為の存在可能性を認識しながら便宜を提供した**行為が、不正競争行為に該当すると判示し、業界規範の方向性を明確にした。「変身マンガの特殊効果」不正競争紛争事件では、人工知能モデルのパラメータおよび構造が**不正競争防止法によって保護される競争利益である**と認定され、AI産業の健全な発展および新興分野の市場競争秩序維持に積極的な意義を示した。

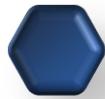
また、最高人民法院は**独占禁止に関する5件の典型事例**も発表した。これらは、行政権力の乱用による競争排除・制限行為、商品の価格固定や販売市場分割などの水平的独占行為、業界団体が所属事業者を組織して独占行為を行うことといった行為を含み、交通、建築資材、原薬、化学工業など国民生活に密接に関わっている業界を幅広くカバーしている。

出典：最高人民法院

#### 第14回中国知的財産年次会議が北京で開催

2025年9月11日、「デジタル時代の知的財産」をテーマとする第14回中国知的財産年次会





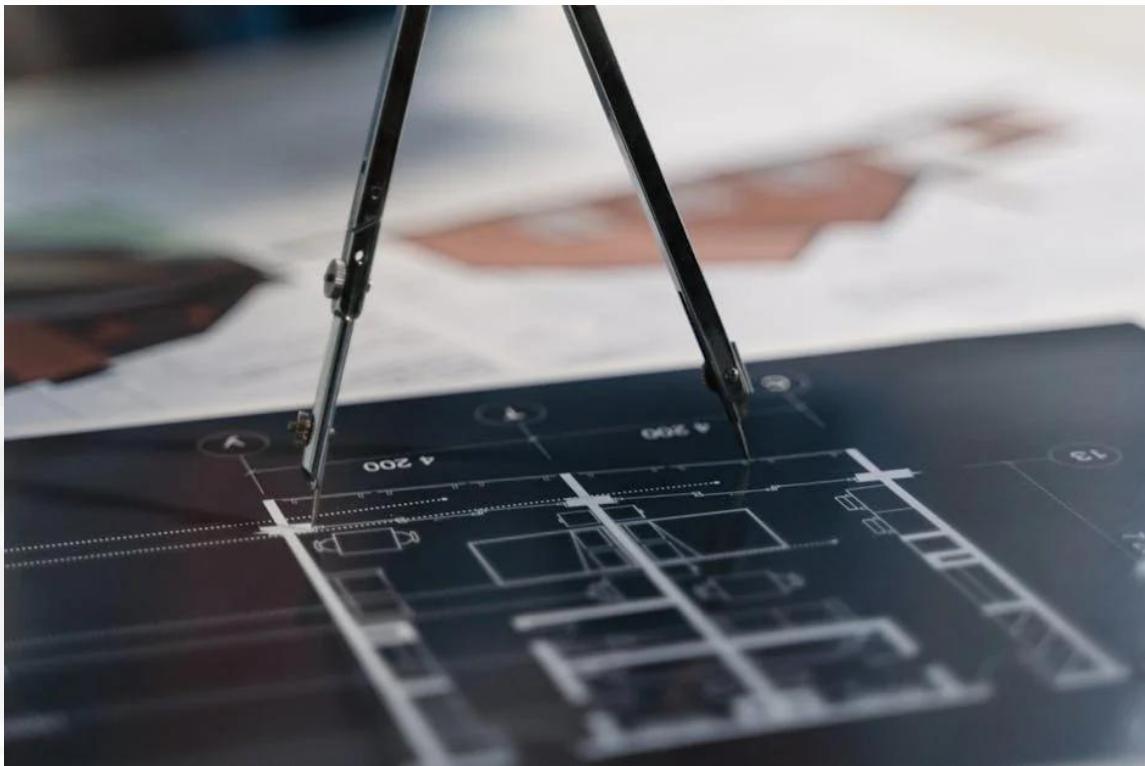
議が北京で開催された。国家知識産権局の申長雨局長、江蘇省の李忠軍副省長、ユーラシア特許庁のグリゴリー・イフリエフ局長が開会式で挨拶を行い、世界知的所有権機関(WIPO)の鄧鴻森事務局長は祝辞を寄せた。また、政府関連部門、学術界、産業界から多くの来賓が登壇し、基調講演を行った。本年次会議では 1 つのメインフォーラムと 12 の分科会が設けられ、重要核心技術の突破、人工知能、バイオ医薬、集積回路などのテーマに焦点を当てた。今回の会議には、WIPO、欧州連合知的財産庁、中国国家知識産権局、各省・自治区・直轄市の知的財産管理部門、駐中国大使館・領事館および関連する海外機関、国内外の企業代表、知的財産サービス機関など、世界 43 カ国・地域の代表、4000 社余りのイノベーション主体及び 8000 人余りが参加した。

### 国家知識産権局が XML 形式での専利電子出願をさらに推進

国家知識産権局の通知によると、出願日が 2025 年 10 月 1 日以降の出願では、優先審査、加速審査、専利審査ハイウェイ(PPH)、延期審査、集中審査を申請する場合、XML 形式で電子的に出願する必要がある。2026 年には、XML 形式のみを受け付ける専利電子出願システムへと段階的に移行する予定である。

今回の XML 形式推進の対象となる専利電子出願書類は、発明專利(特許)、実用新案、意匠の中国国内出願、無効審判請求、PCT の中国国内段階への移行出願に関する願書・申請書、特許請求の範囲、明細書、明細書の図面、要約書、意匠図面、簡単な説明およびそれらの補正・差替書類である。これら以外の書類、たとえば出願書類と一緒に提出される証明書類、補正対照ページ、配列表などの受理可能な電子ファイル形式での提出は引き続き認められる。





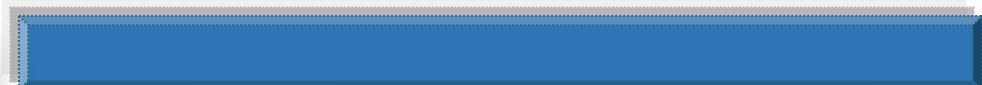
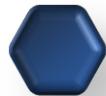
### 専利侵害事件において、どのような場合に立証責任が転換されるのか

最高人民法院知的財産権法廷は、最近公表した裁判要旨([2022]最高法知民終 1316 号)において、専利権者が相当の努力をもって証拠を提出し、被疑侵害技術案が請求の範囲に属する高度の蓋然性を示した場合、現場検証条件が整わないときには、立証責任は被告に転換されるべきであると明確に示した。

本案では、被疑侵害製品が大型パイプラインに設置済みであったため、現場検証が不可能であった。原告は、被告のウェブサイトに掲載される電子カタログに表示された同一シリーズの製品構造図を比較の根拠とすることを主張した。一審法院は、原告が被疑侵害製品の技術案と被告の電子カタログにおける構造図が同一であることを示す証拠を提出していないので、立証責任を被告に転換できないと判断し、原告の請求を棄却した。

二審において、最高人民法院は次のように指摘した。即ち、当事者は自己の主張を裏付ける証拠を提出すべきである。人民法院は事件の審理状況に応じて、当事者の主張内容、立証すべき事実、証拠の保有状況および立証能力などを考慮し、当事者に対して関連証拠の提出を求めることができる。人民法院が法に基づき証拠の提出を命じたが、当事者が正当な理由なく提





出を拒否したり、虚偽証拠を提出したり、証拠を隠滅したりして、またはそれを利用不能にした場合、法院は相手方当事者の主張が真実であると推定できる。

本案では、被告が自社ウェブサイトで公開していた電子カタログにおける製品構造図のシリーズ番号が被疑侵害製品と一致しており、両者の技術案が同一である可能性が高いため、原告は初步的立証義務を尽くしたと認定された。よって、立証責任は被告に転換されるべきである。被告は法院から、証拠提出の要求を受けた後も、被疑侵害製品に関する技術協定書などの資料を提出しなかった上、提出した図面には原本が添付されないため、電子カタログにおける同シリーズ製品の構造図と異なるという被告の主張は証拠に裏付けられない。そのため、被告が十分な反証を提出できなかったことから、各当事者の証拠保有状況・立証能力等を総合的に考慮し、被告が立証不能の結果を負うべきであり、被疑侵害製品の技術案は電子カタログに示された同シリーズ製品の構造図に示された技術案と同一であると推定された。

以上を踏まえ、最高人民法院は比較検討の結果、被疑侵害製品が係争専利の保護範囲に属すると判断し、侵害成立と認定した。これにより一審判決を取り消し、被告に対し、被疑侵害製品の製造・販売・販売の申出の停止および経済的損害と権利行使の合理的費用の賠償を命じた。

出典：最高人民法院





### OEM 生産モデルにおけるブランド所有者の法的リスクとコンプライアンス対応策

#### 背景

A 社は自動車部品を販売する企業であり、サプライヤーと購買契約を締結し、サプライヤーが A 社の注文要求に基づいて自動車用ガラス昇降機を製造することを取り決めている。契約においては、A 社がサプライヤーに対し、製品の包装方法、ロゴ、ラベル、表示の使用方法など、製品の製造に関連する資料を提供すること、またサプライヤーは量産前にサンプルを提出して A 社の確認を受けることが定められる。

#### 本稿における問題

上記の取引モデルでは、A 社が他社に製品を販売した後に製品侵害の紛争が発生した場合、OEM メーカーとブランド所有者の法的責任はどのように判断・区分されるべきかが問題となる。以下この問題について検討する。

#### 一、法的分析

##### (一) 製造者の認定

OEM モデルは、製造業における一般的な生産方式である。前述の契約に基づき、A 社は委



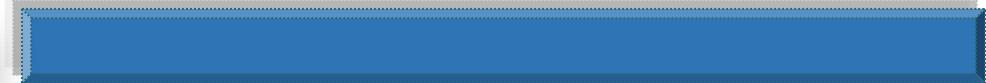
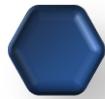
託先である OEM メーカーに対して製品の製造要件、ロゴ、ラベル等を提供し、OEM メーカーは A 社の要求によって製造を行う。このようなモデルは一般的に OEM(Original Equipment Manufacturer) 方式と呼ばれ、別名「委託生産」または「ブランド貼付生産」とも称される。この加工モデルでは、**ブランド所有者(すなわち委託者)**が自ら保有する主要技術を活用して製品の設計・開発を担当し、契約により同種製品の製造を他社に委託し、その後、委託製造された製品を買い取り、自社の商標を付して販売する。

製品責任に関する事件において、「莉其廉・張新栄らが米国ゼネラル・モーターズ社および米国ゼネラル・モーターズ海外公司に対して損害賠償を求めた事件」では、最高人民法院の北京市高級人民法院に対する「製品侵害事件において、被侵害者が製品の商標所有者を被告として民事訴訟を提起できるどうかに関する最高人民法院の回答(2020 年改正)」において、自己の氏名、名称、商標その他識別可能な標識を製品に表示し、当該製品の製造者であることを示す企業または個人は、いずれも「中華人民共和国民法典」および「中華人民共和国製品品質法」における「製造者」に該当するとした。

また、商標権侵害事件においては、「最高人民法院知的財産権事件年度報告(2014 年)」第 49 条には「被疑侵害製品に表示された商標の権利者は、被疑侵害製品の製造者であると合理的に推定できる」と規定されている。同報告中で引用された「ロック面コンポーネント」意匠権侵害事件において、最高人民法院は、「被疑侵害製品の外包装に記載される登録商標の権利者が製造能力を有し、かつ被疑侵害製品の実際の製造者が商標権者本人ではないことを示す反証がない場合には、商標権者が被疑侵害製品の製造者であると合理的に推定できる」と判示した。

また、(2020)最高法知民終 309 号判決において、法院は、「被疑侵害製品の底面には『順豐』という文字と順豊プラスチック工場の名称、住所、連絡先が記載された生産情報ラベルが貼付されていた。また、順豊プラスチック工場の営業範囲にはプラスチック製品の製造・加工が含まれている。一般消費者の間では、被疑侵害製品は順豊プラスチック工場が製造したものと認識される。よって、仮に被疑侵害製品が他者によって製造され、その後順豊プラスチック工場の標識が貼付されたものであったとしても、順豊プラスチック工場は対外的に製造者としての責任を負うべきである」と認定している。





また、(2018)閩民終 1369 号判決において、法院は「被疑侵害製品は、アモイ爾升山公司が第三者であるアモイ威登工貿有限公司に製造を委託したものであり、製品にはアモイ爾升山公司が所有する登録商標が印刷され、製品のタグにも同社に関する情報のみが記載されている。アモイ爾升山公司と加工企業との契約では、製品の外観は加工企業が提供すると定められていたものの、審理により、当該製品の外観はアモイ爾升山公司が加工企業の提示したデザイン案から選定したことが明らかになった。よって、本院は次のように認定する。即ち、アモイ爾升山公司が製造主体としての資格を有していないとしても、対外的に OEM 委託加工を行い、かつ製品の外観を選定したことから、主観的には製造の意思表示を示し、客観的には加工委託企業を通じて製造行為を実現した。アモイ爾升山公司とアモイ威登工貿有限公司との内部合意は、外部的な表現形式に基づいて行為の本質的属性を認定することに影響を与えない。よって、アモイ爾升山公司は本件において、被疑侵害製品の製造・販売行為を行ったと認められると認定した。

また、吉林省長春市中級人民法院が下した(2023)吉 01 民終 6307 号判決においても、法院は製品合格証に記載された製造・販売業者(中国語:「厂商」)を製品製造者と認定し、「本件鉛工灯の合格証明書には、当該製品の製造・販売業者として某公司癸の名称が明示されている。某公司癸は、自らは本件鉛工灯の製造者ではないと主張したが、合格証明書に同社が製造・販売業者であると明確に表示されているので、某公司癸は本件事故の損害結果について主要な賠償責任を負うべきである」と判断した。即ち、

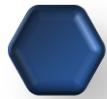
以上の案例からわかるように、OEM モデルにおいて製品侵害事件が発生した場合、法院は一貫してブランド所有者を製品の「製造者」と認定し、被侵害者に対して賠償責任を負わせる傾向にある。

## (二) ブランド所有者の立証責任

司法実務において、ブランド所有者は、OEM メーカーが実際の製造業者であることを証明する高い立証責任を負い、かつ、責任の割合に基づいて実際の製造業者に賠償を求めなければならない。

上海市青浦区人民法院(2022)滬 0118 民初 864 号事件において、原告である栄泰公司(ブランド所有者)は、被告である福瑞斯公司と契約を締結し、被告にマッサージチェアの製造を委託





した。別件の(2020)滬 0115 民初 62324 号事件において原告は製造者と認定され、被侵害者への損害賠償を命じられた。本案では、法院は、原告と被告が共同製造者であり、OEM メーカーである被告がより重い内部責任を負うと判断した。以下は裁判文書の要旨である。

「まず、争点 1 の本案製品の製造・販売過程における原告の地位について、原告は自らが単なる販売者であると主張する一方、被告は原告も実際の製造者であると主張している。本院は次のように認定する。即ち、双方の締結した OEM 受託製造契約には、原告がカラーケース、取扱説明書、保証書、本体ラベル、合格証等の資料を提供し、製品には原告ブランドが使用され、製品の機能および外観は原告の確認を経て原告の検収基準に適合することが必要であるとの内容が含まれている。製品は、被告が原型機をもとに外観または色を変更し、原告の特徴を有する。相互発展を支援するため、双方が協議の上、当該製品が原告の全世界独占販売製品(韓国を除く)であると定めた。また、被告はレーザーマーキング機を購入し、原告が指定した位置に原告が提供したコードを刻印しなければならない。被告は原告が確認した技術・工程・品質の要求に従うべきであり、技術・工程・材料の無断変更、外注先・重要部品サプライヤーの無断変更を行った場合、違約責任を負う。以上の契約内容からみて、原告は単に完成品を購入しただけではなく、被告の製造活動全体にわたって制限的条件を課し、双方の製品要求に合致するよう、被告の生産技術・工程・材料・包装及び主要部品サプライヤーに対して、制限規定を設けた。被疑侵害製品には、原告の企業名および原告が提供したレーザー刻印コードが識別可能な形で付され、製品の出所を十分に示している。よって、原告および被告は本件侵害製品の共同製造者であると認定できる」

「第二に、62324 号事件において、被疑製品の欠陥は誰が引き起こしたのか?について、本案の事実を調査したところ、被疑製品の電源コードの短絡が事故の原因であることがわかった。中国の法律によれば、製造者責任について無過失責任主義を採用し、製造者は過失があるか否かを問わず、欠陥製品によって生じた損害については賠償責任を負うとされている。中華人民共和国「製品品質法」第 41 条によれば、「製品に欠陥があるために人身または欠陥製品以外の他の財産に損害を生じた場合、製造者は賠償責任を負う。ただし、製造者が次のいずれかの事由を証明できる場合は、賠償責任を負わない。(一) 製品の流通を開始する前の場合(二) 製品の流通を開始した際には、損害を引き起こす欠陥がまだ発生していなかった場合(三) 製品



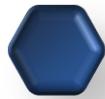


の流通を開始する際の科学技術では、欠陥の存在をまだ検出できなかった場合。本案では明らかに、原告も被告も上記の免責事由に該当する事情を有しないため、自己の賠償責任を免ることはできない。よって、本案における賠償責任に関する争点は、**当該製品の欠陥について誰が主たる責任を負うべきかにある**」

「最後に、双方はいずれも製造者であるが、認定された事実によれば、被告は部品の調達および実際の加工・製品化について責任を負い、原告は名称・包装・レーザー刻印番号の提供、監督および品質検査を担当した。また、原告は一定単価で当該製品を購入するが、双方は利益分配について別途定めていないため、契約の履行過程において被告がその価格で一定の利益を得られると見なされる。双方は OEM 方式を採用するが、**国際貿易用語解説に基づけば、OEM とは受託生産を意味し、即ち、ブランド企業が自ら直接生産を行わず、自社の保有する核心技術を用いて新製品を設計・開発し、販売チャネルを管理する方式である**。この方式において、被告は原告の要求に基づき製品および部品を製造し、両者は製造過程において密接不可分の関係にあるが、**責任の重さは異なる**。被告の供述によれば、被告が製造した類似製品ではこのような事故はこれまで発生しておらず、また、製品の品質が契約および関連品質基準に適合することを立証するために、被告が製品認証書や検査報告書を提出した。**これについて、本院は下記のように認定する。即ち、OEM メーカー(被告)の製造実績に同様の問題がないことは、むしろ原告の要求・基準に重大な瑕疵がなく、本案製品の問題は、一般的な問題ではなく、単発的な事例であることを示している**。よって、**本案製品の電源コード短絡の主たる責任は実際の加工を行った OEM メーカーにあることが十分にわかる**。もちろん、原告も製品が市場に流通する前に**慎重な品質検査義務を負うので、この義務を免れることはできない**。双方いずれも、相手方の過失または自らの免責を裏付ける証拠を提出していないことから、本院は、原告および被告は共同製造者として、被侵害者に対して連帯して賠償責任を負うと認定する。以上を踏まえて、**本院は、双方の内部的責任分担について、均等分担とするのは著しく不公平であるため、原告 40%、被告 60%とするのが OEM 契約関係における公平性を実現できると認定する**」。

## 二、基本的結論

現行の司法実務において、人民法院はブランド所有者を製品の製造者と認定する傾向にあ



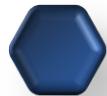
る。よって、製品侵害事件が発生した場合、ブランド所有者は製造者と認定され、被侵害者に対して賠償責任を負うリスクがある。このため、ブランド所有者と OEM メーカーは契約により内部責任を明確に定めておくことが望ましい。

### 三、法的助言

本稿では、ブランド所有者である A 社の視点から、OEM 生産モデルにおける製品責任リスクを踏まえ、以下のようなコンプライアンス管理に関する実務的助言を提案する。

1. OEM メーカーが製造する製品のラベルには、**実際の製造主体および製造地**を明示し、さらに**製造業者に品質証明書を発行させること**。
2. OEM メーカーが製造した製品については、**国家標準、業界標準、契約要件**に基づき、厳格に**検収・検査**を実施すること。
3. ブランド所有者と OEM メーカーは契約を通じて明確な内部責任を定めること。ブランド所有者が被侵害者に対して賠償金を支払った後、OEM メーカーに**求償できる条項**を設けること。

ブランド所有者と OEM メーカーが「売買契約書」を締結する際には、**購買明細書**を添付書類として添付し、その中に調達製品の具体的な型番、番号、数量などの情報を明記すること。また、侵害紛争発生時に特定のロット製品を追跡できるように、生産された製品には、添付書類における番号情報に対応する明確な番号を付与すること。



## お問い合わせ

天達共和法律事務所  
<http://jp.east-concord.com/>  
E-mail : ip@east-concord.com

### 上海支所

住所: 上海市虹口区東大名路 501 号  
上海白玉蘭広場 11 階  
Tel: (86-21) 5191 7900  
Fax: (86-21) 5191 7909  
郵便番号: 200080

### 深セン支所

住所: 深セン市福田区金田路 3088 号  
中洲大廈 22 階  
Tel: (86-755) 2633 8900  
Fax: (86-755) 2633 8939  
郵便番号: 518026

### 杭州支所

住所: 浙江省杭州市錢江新城劇院路  
358-369 号宏程國際大廈 29 階  
Tel: (86-571) 8501 7000  
Fax: (86-571) 8501 7085  
郵便番号: 310020

### 南京支所

住所: 江蘇省南京市建鄴區江東中路 347  
号国金センターオフィスビル一期 36 階  
Tel: (86-25) 8317 8000  
Fax: (86-25) 8317 8111  
郵便番号: 210019

### 北京東城区支所(デジタル化)

住所:北京市東城区東直門南大街 1 号  
ラッフルズシティー北京 オフィスビル 17 階  
Tel: (86-10) 6590 6639  
Fax: (86-10) 6510 7030  
郵便番号: 100007

### 香港支所

住所:香港湾仔港湾道 26 号華潤大廈 28 楼  
2803、2803A 室  
Tel: +852 2816 6888  
Fax: +852 3797 3835

### 北京本部

住所: 北京市朝陽区東三環北路 8 号  
亮馬河大廈 1 座 22 階  
Tel: (86-10) 6590 6639  
Fax: (86-10) 6510 7030  
郵便番号: 100004

### 武漢支所

住所: 湖北省武漢市洪山区徐東大街  
19 号金禾センター 28-29 階  
Tel: (86-27) 8730 6528  
Fax: (86-27) 8730 6527  
郵便番号: 430074

### 成都支所

住所: 成都市高新区天府二街 99 号  
天府金融大廈 A 座 15 階  
Tel: (86-28) 6010 8998  
Fax: (86-28) 6010 9008  
郵便番号: 610094

### 西安支所

住所: 西安市高新区丈八二路 11 号  
永威時代中心 27 階  
Tel: (86-29) 8572 7895  
Fax: (86-29) 8575 3463  
郵便番号: 710065

### 広州支所

住所: 広州市天河区珠江新城冼村路  
5 号凱華國際中心 39 階  
Tel: (86-20) 3885 7515  
郵便番号: 510623

### バンクーバー支所

住所: カナダ ブリティッシュコロンビア州 バ  
ンクーバー 西ジョージア通り 701 号 555 室  
Tel: +1 236 607 0146  
Fax: +86 20 2282 9269

### 東京支所

住所: 東京都千代田区有楽町 1-13-2 第一生  
命日比谷ファースト 12 階 〒100-0006  
Tel: +81 3 6892 5570